

宇治田原小学校 P T A 会 則

- 第 1 条 (名称と事務所)
この会は、宇治田原小学校 P T A と称し、事務所を小学校に置く。
- 第 2 条 (目的)
この会は、両親と教職員が協力し、家庭と社会における児童の健全な育成をはかることを目的とする。
- 第 3 条 (方針と活動)
この会は、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動する。
① 良い父母、良い教職員になるために努力する。
② 家庭と学校の綿密な連絡によって、児童の健全な育成を図る。
③ 児童のより良い生活・教育環境づくりを目指す。
④ その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。
- 第 4 条 (会員)
この会は、宇治田原小学校に在籍する児童の両親または両親に代わる保護者と在勤する教職員をもって組織する。
- 第 5 条 (会計)
① この会の運営及び活動に必要な費用は、会費及び寄付金、その他の収入をもってまかない、金額は総会で決定する。
② 支出は総会で承認された予算に基づいて行う。
③ 決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
④ この会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。
- 第 6 条 (役員・地区幹事・会計監査委員)
(1) この会に、次の役員をおく。
- | | | | |
|-------|-----|-------|-------|
| 会 長 | 1 名 | 専門委員長 | 各 1 名 |
| 副会長 | 2 名 | | |
| 庶務・会計 | 1 名 | | |
- | | | |
|-------|----|------|
| 教職員担当 | 顧問 | 学校長 |
| | 庶務 | 教 頭 |
| | 会計 | 教務主任 |
- ① 役員の任務
会 長 この会を代表し、会の総括を行う。
副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
庶務・会計 この会の記録を作成し、会の事務を行う。また、この会の

会計業務を処理し、会計報告を行う。
専門委員長 各委員会を代表し、各委員会の活動を担当する。

- ② 役員の任期
役員の任期は 1 年とする。再任は妨げない。
- ③ 役員の選出
・ 年度末の学級懇談会後の役員選出会議にて、役員の選出を行う。
・ 役員の役職決定は役員の互選とする。
・ 役員は、他の役員の及び会計監査委員を兼ねることはできない。

- (2) この会に地区幹事をおく。
- ① 地区幹事の任務
各地区の活動を円活に推進する。
- ② 地区幹事の任期
地区幹事の任期は 1 年とする。再任は妨げない。
- ③ 地区幹事の選出
各地区総会で、地区幹事を各地区 1 名選出する。なお、地区の家庭数の状況によっては、本部役員を兼務することができる。

- (3) 会計監査委員
この会の会計を監査するために 2 名の監査委員をおく。
会計監査委員の任期は 1 年とする。
会計監査委員は、必要に応じて随時会計を監査し、総会で報告する。

第 7 条 (学級委員会・専門委員会)

- (1) 学級委員会
この会に次の委員をおき、学級委員と呼称する。
- ① 任務
学級、学年の会員の活動の中心となり、各事業を推進する。
- ② 選出
各学級毎に 3 名を選出する。(委員長、保体委員、文化委員の各職務を行う。)
選出規定は細則で定める。
- ③ 任期
委員の任期は 1 年とする。再任は妨げない。
- (2) 保健体育委員会
- ① 任務
会員相互の健康保持増進に関する親睦事業を企画実施する。また、学校給食の問題に関しても学習する。
- ② 選出
各学級委員より 1 名を選出する。

(3) 文化委員会

①任務

会員相互の文化研修の企画実施と、PTAの広報活動（まるやまだより、
広報紙まるやまの発行）を行う。

②選出

各学級委員より1名を選出する。

(4) 生活委員会

この会に次の委員をおき、生活委員と呼称する。

①任務

地域における交通安全指導と通学路の安全点検ならびに、校外における生活
指導の徹底、充実を図る。

②選出

- ・各選出区総会（各地区総会）で、4名を選出する。
- ・学級委員との兼任はできない。
- ・各学年より、1名を選出する。⇒ 選出については、別紙詳細による。

③任期

委員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第8条 (運営)

この会の運営は、次のとおり行う。

① 総会

- a 総会は、この会の最高議決機関で、全員で構成する。
- b 総会は会長が召集する。
総会では議長が以下のことを行う。
 - ・活動報告、活動計画の検討と承認
 - ・予算、決算の審議と承認
 - ・役員、会計監査委員の承認
 - ・会則の改正
 - ・その他重要事項の審議
- c 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年度当初に1回開催する。
臨時総会は役員会が必要と認めた時、または会員の1/10以上からの要求
があった時に開催する。
- d 総会は全会員の1/2の出席（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数
の賛成で決定する。可否同数の時は議長が決定する。
- e 総会の議長は、司会者の世話で総会出席者の中から選ぶ。ただし、役員
と会計監査委員及びその候補は議長になることはできない。

② 役員会

- a 会長が必要と認めたときに開催する。また役員の1/3以上からの要求が
あった場合は、臨時に開催する。
- b 役員の2/3以上の出席で成立し、過半数の賛成で決定する。

③ 専門委員会 専門委員長が必要と認めたときに開催する。

④ 地区総会

会長が役員会に諮り必要と認めたときに開催する。

第9条 (細則)

役員会は、会の円滑な運営を進めるために、会則を補完する細則を定める
ことができる。細則の設定と改廃は総会に報告する。

第10条 この会則の更改は、総会出席者の2/3以上の賛成を必要とする。

付 則

この会則は、昭和52年4月21日から実施する。

平成 2年 4月 19日 一部改正

平成 4年 4月 23日 一部改正

平成 7年 5月 11日 一部改正

平成10年 3月 4日 一部改正

平成14年 5月 14日 一部改正

平成30年11月 9日 一部改正

<細 則>

第1条 会計規則

- ① 会費は、会員1名につき月額250円とする。
- ② 特別な事由のある会員については、会費を免除する。

細則第2条 役員選出規定

(趣旨)

第1条 この規定は、宇治田原小学校PTA会則第6条に規定する役員の選出に関す
る事項について定めるものとする。

(選出方法)

- 第2条 次年度第4，5，6学年児童の保護者全員が、役員の選出に際して、立候補
することができる。
- 2 年度末の学級懇談会后に、次年度第6学年保護者による役員選出会議を開催
する。（立候補した者は役員選出会議に出席する。）
 - 3 立候補者が8名以上の場合は、その立候補者が役員選出会議の場で、話し合
いにて7名を選出する。なお、話し合いにより選出できない場合は、立候補
者による「くじ引き」にて選出する。
 - 4 立候補者が7名に満たない場合は、役員選出会議の場で、その不足数につい
て立候補者以外の次年度第6学年保護者で、話し合いにて選出する。なお、
話し合いにより選出できない場合は「くじ引き」にて選出する。
 - 5 役員選出において、「くじ引き」で役員選出をする場合、欠席した保護者に
ついては、その権限を選出委員に委ねたとみなし、選出委員がその保護者に
代わって「くじ引き」を行う。

第3条 役職は、選出された7名により、会長、副会長、庶務・会計、各専門委員長を互選し、選出委員会に届ける。

第4条 「くじ引き」を行う者は、規定に基づく辞退権を行使した者及び立候補者を除く次年度第6学年保護者を対象とする。

(選出委員会)

第5条 当該年度選出委員会は、次年度本PTA会員でなくなる本部役員と第6学年学級委員とで構成し、委員長1名、副委員長2名をおく。

- 2 選出委員会は、委員長の名において次の事務を行う。
- ・「くじ引き」の「くじ」の作成及び立候補の受付をする。
 - ・「くじ引き」及び会長、副会長、庶務・会計、各専門委員長の互選に立ち会い、当選者及び当選者の役割を確認し、委員長に報告する。
 - ・その他役員選出に関わる一切の事務を行う。
- 3 選出委員会は、1月末日までに発足し、次年度総会の翌日をもって解散する。

付則 この規定は、平成31年1月1日より施行する。

辞退権について

- 1 本部役員の任を終えた者は、それより後、兄弟数にかかわらず役員を辞退することができる。但し、上記の者を除いた残りの数が、次年度第6学年保護者において必要役員数に満たない場合は、この限りではない。
- 2 この条項は、平成30年度本部役員であった者から適用する。

細則第3条 学級委員選出規定

(趣旨)

第1条

この規定は、宇治田原小学校PTA会則第7条に規定する学級委員の選出に関する事項について定めるものとする。

(選出方法)

第2条 児童の保護者全員が、所属学級の学級委員の選出に際して、立候補することができる。

- 2 2人以上の在籍児童を持つ保護者については、上の学年で立候補する。
- 3 立候補者が4名以上の場合は、その立候補者が年度当初の学級懇談会において「くじ引き」をする。

4 立候補者が3名に満たない場合は、その不足数について立候補者以外の者で、年度当初の学級懇談会において「くじ引き」にて選出する。

5 「くじ引き」は、第6学年から順番に行う。

6 2人以上の在籍児童を持つ保護者で、上の学年で当選した場合は、下の学年においては「くじ引き」を行わない。

7 年度当初の学級懇談会に欠席した保護者の「くじ引き」については、その権限を選出委員に委ねたとみなし、選出委員がその保護者に代わって「くじ引き」を行う。

第3条 役職は、選出後すみやかに、選出された3名により、委員長・専門委員を互選し、選出委員会に届ける。

第4条 「くじ引き」を行う者は、規定に基づく辞退権を行使した者及び立候補者を除く全保護者を対象とする。

2 複数の学級で当選した場合は、上の学年を優先する。

(選出委員会)

第5条 当該年度選出委員会は、次年度本PTA会員でなくなる本部役員と6年学級委員とで構成し、委員長1名、副委員長2名をおく。

- 2 選出委員会は、委員長の名において次の事務を行う。
- ・「くじ引き」の「くじ」の作成及び立候補の受付をする。
 - ・「くじ引き」及び学級委員長・保健体育委員・文化委員の互選に立ち会い、当選者及び当選者の役割を確認し、委員長に報告する。
 - ・その他学級委員選出に関わる一切の事務を行う。
- 3 選出委員会は、1月末日までに発足し、次年度総会の翌日をもって解散する。

付 則 この規定は、平成29年1月1日より施行する。
平成30年11月 9日 一部改正

辞退権について

- 1 本部役員・地区幹事・学級委員の任を終えた者は、それより後2年の間、兄弟数にかかわらず「くじ引き」を辞退することができる。但し、上記の者を除いた残りの「くじ引き」を行う者の数が、その学級において必要委員数に満たない場合は、この限りではない。
- 2 この条項は、平成27年度本部役員・学級委員であった者及び平成31年度地区幹事である者から適用する。

生活委員の選出について

- 1 地区総会で、生活委員を4名選出する。なお、生活委員に選出された者は当該年度の学級委員被選出者の対象外とする。
(2～5年から、1名ずつとなるように配慮する。人数が不足の場合は、他の学年よりまわる。)
- 2 決定後すみやかに、選出委員会に届ける。任期は新委員の決定するまでとする。